

平成二十年六月十一日提出
質問第五一四号

整理回収機構に関する質問主意書

提出者
前田雄吉

514

整理回収機構に関する質問主意書

昨今、整理回収機構の行っている債権回収業務について、債務者の多くから、きわめて恣意的であるとの非難の声を聞く。

整理回収機構が債権回収にあたり、透明性、公平性及び手続の適正に欠けるところがないかについて、以下のとおり政府に対し質問する。

一 整理回収機構は、整理回収機構が譲り受けた債権が金融再生法五十三条に基づく買い取り債権なのか、あるいは金融サービス業務として買い取った債権なのかについて、債務者に対し、どのような方法で明示していると政府は認識しているか。

二 整理回収機構が、金融サービス業務として銀行から債権を買い取る場合、その資金調達について、調達方法及び調達先を明らかにされたい。

三 整理回収機構は、金融サービス業務以外に法務大臣の兼業許可を得て、どのような業務を行っているか。

四 整理回収機構は、債権回収の公平性ならびに透明性を担保するために、債務免除、連帯保証免除につい

て、どのような基準を設けているのか説明されたい。

右質問する。